



居住サポート住宅の概要

居住支援法人等※が大家と連携し、

①日常の安否確認、②訪問等による見守り

③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)を創設

※ サポートを行う者は、社会福祉法人・NPO法人・管理会社等、居住支援法人以外でも可能

供給体制等

孤独死、残置物、家賃滞納、近隣住民とのトラブル…、いろいろと心配。安心して空室を貸し出した

大家

連携

居住支援法人等

要配慮者の生活安定のため住宅提供や福祉へのつなぎをスムーズに行いたい

居住支援法人等がサポートを行うことで要配慮者に住宅を供給

居住サポート住宅

〔 日常のサポート 〕



要配慮者

①ICT等による安否確認



②訪問等による見守り

〔 入居する要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき 〕

家計管理が心配…等
介護が必要…等



③福祉サービスにつなぎ



つなぐ福祉サービス(例)

生活にお困りの方



・自立相談支援機関
・福祉事務所

・家計把握や意欲向上の支援
・就労支援、生活保護の利用

高齢者

高齢者福祉の相談窓口



・ホームヘルプ、デイサービス

ひとり親

・福祉事務所
・母子家庭等就業・自立支援センター



・母子・父子自立支援員による相談、助言
・こどもの生活指導や学習支援

障害者

障害者福祉の相談窓口



・居宅介護、自立生活援助
・就労支援等

手続

・市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき、**計画を認定**

特例

・入居する要配慮者については**認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け**
・入居者が生活保護受給者の場合、**住宅扶助費(家賃)について代理納付を原則化**

支援

・改修費、家賃低廉化等の補助

※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ
※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合
自立相談支援機関にて受け止め